



ぎょくとうまち企業版ふるさと納税

寄附ご提案に係る資料集

企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、令和2年度税制改正により拡充された税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されます。

一回当たり10万円以上の寄附が対象となります。

本社が玉東町外にある企業に限ります。

寄附の代償として経済的な利益を受ける事はできません。



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

小さな町の大きな挑戦

玉東町は平成の大合併において単独の道を選択した町で、これまでも独自に切り開いた施策を展開して参りました。

令和の時代に移った今、社会情勢も目まぐるしいスピードで変貌し行政の対応も複雑化しております。

しかし、そのような時代だからこそ「小さくても大きく輝く玉東町」を目指し、

町を未来に残すために「挑戦」し続ける必要があります。

どうか、当町の取組みに賛同いただき応援していただければ幸いです。

基本目標

稼げるまちをつくり、安心して働けるようにする。

このまちへ新しいひとの流れをつくる。

結婚・出産・子育ての希望をかなえる。

安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる。

